

## (仮称) 道の駅もりおか運営候補者に関する覚書 (案)

盛岡市 (以下「甲」という。) と運営候補者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、(仮称) 道の駅もりおか (以下「道の駅」という。) の運営候補者の期間において、次のとおり覚書を締結する。

### (覚書の目的)

第1条 この覚書は、令和5年度開業予定の道の駅の指定管理を適正かつ円滑に行うために、運営候補者の期間において、甲と乙が相互に協力し、地域の特色を生かした道の駅づくり、開業準備及びその後の運営に向けて取り組む事項を定めることを目的とする。

### (運営候補者の意義)

第2条 甲が運営候補者を選定する意義は、地域の特色を生かした道の駅づくりに民間事業者が有する創意工夫やスキルを設計段階から生かすとともに、将来の運営を担う運営候補者の意見や提案を施設整備等に反映させることで、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させ、もって効果的かつ魅力的な道の駅を実現させるとともに、持続可能な地域づくりと本市の地域振興に資することを目的とする。

### (公共性の尊重)

第3条 乙は、道の駅の設置目的、運営候補者の意義及び将来指定管理者となることを前提とした管理運営に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

### (信義誠実の原則)

第4条 甲及び乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立つてこの覚書を誠実に履行しなければならない。

### (指定管理者の指定)

第5条 甲と乙は、乙が道の駅の指定管理者となることを前提として、協議の上、この覚書を締結するものとする。甲が乙を指定管理者として指定するに当たっては、審査会を設置し、所定の審査を行うこととする。審査の結果、道の駅を管理運営する能力を有すると認められる場合、甲は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第6項の規定による議会の議決を経た後に、指定管理者に指定し、甲乙双方の合意に基づき指定管理に関する協定を締結するものとする。

### (運営候補者が行う業務)

第6条 乙は、次の事項について運営候補者の期間に取り組むものとする。なお、運営候補者の期間における業務の実施時期等については、甲と協議するものとする。

- 1 乙は、道の駅に導入する機能や施設配置計画等を甲に対して提案し、甲は乙の提案を取り入れながら道の駅的设计、建設、開業準備を行う。
- 2 乙の行う業務は、概ね次のとおり。
  - (1) 基本計画に掲げる「道の駅の目指すもの」の実現に向けた実効性のある具体的戦略づくり
  - (2) 基本計画に記載の「基本戦略」及び「ターゲット」を踏まえながら、より特徴のある戦略づくり、ターゲットのフォーカス、市場開拓
  - (3) 上記(1)及び(2)より導き出される道の駅に導入する機能の選定、施設の配置計画等の策定
  - (4) 自立・持続経営可能な道の駅の経営の仕組みづくり
  - (5) 道の駅の開業に向けた諸準備
    - ア 農産物直売計画策定及び体制の確立
    - イ 物産品・加工品販売計画策定及びその導入に向けた準備
    - ウ 情報発信・広報計画の策定及び実施
    - エ 地域との連携

オ 関係機関等との協議

(6) その他魅力ある道の駅とするための関連業務  
(業務に要する経費)

第7条 前条に掲げる業務に要する経費（人件費及び物件費等実費相当）については、甲が乙に支払うものとする。経費の額については、甲において算定する上限額の範囲内で、乙が提案する額を基本に協議のうえ決定するものとする。

ただし、乙が将来指定管理者として管理運営するために、事業者として行う必要がある準備等に対しては、甲は経費を支払わない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この覚書上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

(運営候補者の決定の取消し)

第9条 甲は、乙が次の事由に該当するときは、運営候補者の決定を取り消すことができる。

乙は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。その場合の措置については、次のとおりとする。

- 1 乙の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、甲は決定の取消しをすることができる。その場合、甲に生じた損害は乙が賠償するものとする。
- 2 不可抗力その他、甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、業務継続の可否について両方で協議を行うものとする。協議の結果、甲が業務の継続が困難と判断した場合、決定を取り消すことができる。

(疑義の決定)

第11条 この覚書に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この覚書は、令和元年〇月〇日から効力を発し、道の駅の指定管理者の指定期間の初日の前日をもって効力を失う。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和元年 月 日

甲 盛岡市  
盛岡市長 谷藤 裕明

乙